

スパイ防止法制定の動きを強く批判します

2025年9月28日

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

共謀罪 No！実行委員会

なぜ、いまスパイ防止法なのか

参政党、維新の会、自民党、国民民主党などが、スパイ防止法制定の動きを強めています。

国民民主党は今月中に中間とりまとめをおこなうとしており、維新の会も同法制定に向けて議論をはじめています。

日本では2013年に秘密保護法が制定され、防衛、外交、スパイ活動、テロに関する4分野の情報が「特定秘密」とされ、その情報を漏らしたり、取得する行為は厳罰で処罰されることになりました。それだけではありません。2024年には「重要経済情報保護活用法案」が制定され、経済情報も秘密保護の対象とされることになりました。いまや、5情報が「秘密」の対象とされるにいたっています。秘密保護法制は恐るべき勢いで拡大・強化されています、

スパイの威嚇で知る権利、取材、報道の自由を圧殺

こうしたなかで、スパイ防止法制定の声がさけばれているのです。なぜなのでしょう、

それは日本の軍事力増強、戦争する国への転換が、恐るべき勢いで進展しており、それを市民の目から隠そうとしているからです。それは、1985年に自民党が制定しようとしたスパイ防止法をみれば明らかです。同法は強い世論の反対の声の前に廃案に追い込まれましたが、条文をみればその狙いは明らかです。同法は、防衛、外交に関する情報を国家秘密とし、それを外国のために探知、収集し、通報する行為をスパイ行為とし死刑という極刑で防ごうというものでした。それだけではありません。このスパイ行為の処罰を軸にし、スパイ行為以外の漏洩や収集も処罰するとしていました。これは、スパイ防止法の狙いが、スパイという恫喝で市民の知る権利、取材・報道の自由を圧殺しようとしていたことは明確です。

スパイ防止法と秘密保護法

秘密保護法は、防衛、外交など4情報を「特定秘密」としています。その中には、「特定有害活動＝スパイ活動」がふくまれています。そうした意味では、

秘密保護法には「特定有害活動」という形でスパイ活動を規制の対象とします。しかし、ほかの防衛、外交などの情報の漏洩などをスパイ活動として規制することはできません。

その点が秘密保護法と1985年のスパイ防止法の大きな違いです。スパイ防止法の制定を叫ぶ政党の案は、いずれ明らかにされると思いますが、どれも「スパイ」の威嚇で市民の知る権利を制定しようとするものなることは疑いありません。

日本はスパイ天国ではない

自民党や一部メディアがスパイ防止法の理由としてきた「日本はスパイ天国」というキャンペーンの欺瞞性が明らかにされました。れいわ新選組の山本共同代表の「日本はスパイ天国か」という本年8月の質問主意書に対して政府は、『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は野放しで抑止能力のない国家とは考えていない』とする答弁書を閣議決定しています。この答弁書は、いかに「日本はスパイ天国」というキャンペーンがでたらめなものかを示しています。

スパイ防止法案は排外主義と一体であり、排外主義をあおるものです。外国人との共生社会を否定し、分断をはかるスパイ防止案の制定を許してはなりません。

私たちは市民の知る権利、取材・報道の自由を圧殺するスパイ防止法案の制定に反対です。